

四日市市選管告示第12号

公職選挙法第17条第2項の規定による投票区の一部を改正する選管告示を次のように定める。

平成27年3月2日

四日市市選挙管理委員会
委員長 市橋 愛爾

(投票区一覧表)

公職選挙法第17条第2項の規定による投票区(昭和52年四日市市選管告示第13号)の一部を次のとおり改正する。

改正後		改正前	
投票区	区域	投票区	区域
四日市市 三重第一 投票区	東坂部町、西坂部町の一部、 生桑町(生桑町・生桑神田 町・生桑町大谷・生桑台)	四日市市 三重第一 投票区	東坂部町、西坂部町、生桑町 (生桑町・生桑神田町・生桑 町大谷・生桑台)
四日市市 三重第三 投票区	三重一丁目、三重二丁目、三 重三丁目、三重四丁目、三重 五丁目、三重六丁目、三重七 丁目、三重八丁目、三重九丁 目、生桑町(生桑町美里が 丘)、南坂部町、 <u>西坂部町</u> <u>の一部</u>	四日市市 三重第三 投票区	三重一丁目、三重二丁目、三 重三丁目、三重四丁目、三重 五丁目、三重六丁目、三重七 丁目、三重八丁目、三重九丁 目、生桑町(生桑町美里が 丘)、南坂部町

附 則

この投票区の一部変更は、告示の日から施行する。

(選挙管理委員会事務局)